

実効性を高めるために 「まちの憲法」町自治基本条例を検証 条例認知度向上などを一層推進へ

町自治基本条例は、社会情勢の変化に本条例が適合しているか定期的な検証を実施することとしており、前回検証（平成28年度）から5年を迎えたため、改めて本町の現状と課題を把握・整理した上で検証を実施しました。

現行の条例内容を見直すべき社会情勢の変化は無いが、本条例をより実効性のあるものにしていくため下記の項目を引き続き推進していく必要がある。

- ①条例の認知度向上
- ②情報共有・発信の強化
- ③安心・安全なコミュニティづくり
- ④人権に関する取り組み継続

～この度の検証では多くの町民の方に協力を頂きありがとうございました～

自治基本条例Q&A



Q 自治基本条例ってなに？

A 自治基本条例は、「まちの憲法」とも言われる自治体の最高規範であり、多くの場合、まちづくりの主体者の責務や役割、また、情報共有や町政参加など、まちづくり全般に関するルールが規定されています。

Q どうしてつくったの？

A 各地でこの自治基本条例が策定された背景には、平成12年度の地方分権一括法の施行により、「国などと地方の関係は対等」とされ、このことから、「地域のことを地域で決める」重要性が、これまでも増して高まったことが挙げられます。
本町の場合はこれらのほかに、平成2年からのC I（コミュニティアイデンティティ）の導入以降、「100人会議」や「元気まち研修会」など、さまざまな場面において、「町民参加」による「協働のまちづくり」を推進しており、これらの取り組みを将来にわたって継続していくことを目的として条例の策定に取り組み、平成18年度に制定しました。

Q あるとどうなるの？

A 自治基本条例は、たとえば町の重要な計画を策定しようとするときに、あらかじめ町民の皆さんに情報を提供したり、それに対する意見聴取の機会を設けたりといったことをルール化するものであり、このことにより、協働のまちづくりの一層の促進や住民自治の充実、町民意見を反映したより良いまちづくりの推進などが期待されます。
パブリックコメントや審議会などの委員公募に関する取り決めも、自治基本条例（参加機会の保障）の規定に基づき定められました。

Q もっと詳しく知りたい！

A 町ホームページに自治基本条例の解説を掲載していますのでぜひご覧ください。



問い合わせ先：企画財政課 企画統計グループ ☎82-2714